

まだ
終わって
いない！

今現在、旭川の水源の一つ御津虎倉で
起っていることです。

産廃建設
反対！！



岡山市が政令指定都市となる以前の平成12年、現在の岡山市北区御津虎倉地内に、（株）西日本アチューマツクリーン産廃処分場建設計画が浮上しました。建設反対運動を行ってきましたが、平成21年10月20日、岡山市が産廃処分場の設置を許可したために、平成22年から裁判闘争となりました。

■建設差止（民事訴訟）

平成22年3月15日 仮処分申立
平成23年3月22日 訴え提起
（仮処分却下を受けて）
平成24年12月18日 判決言渡
（請求棄却）
平成24年12月27日 控訴
平成25年12月26日 控訴審判決言渡
（原審破棄、請求認容）

平成27年7月14日 最高裁判所が業者上告を棄却
建設差し止め判決が確定！！

その後、業者は、敗訴の原因となった違法箇所を見直した、補正申請書を作成。

■設置許可取消（行政訴訟）

平成22年4月16日 訴え提起
執行停止申立
平成25年3月19日 判決言渡
（請求棄却、執行停止却下）
平成25年4月1日 控訴
平成25年12月26日 控訴審判決言渡
（控訴棄却）
平成26年1月8日 最高裁判所へ
上告、上告受理申立

平成28年1月19日に上告審の弁論が開かれることになり、全面勝訴の可能性が高まる。しかし、平成27年12月25日、岡山市が職権により設置許可を取り消し、審理対象が無くなったため、訴えが却下となる。

現在、岡山市が補正申請書を受理 再審査を開始

岡山市は、違法でも不当でもないといながら、業者の補正が最高裁判所で審理されないことを理由に職権による建設許可の取り消しを行いました。岡山市の主張を前提とすると、この取り消し自体が違法行為であり、職権の濫用です。

御津産廃阻止同盟は、地域住民の安心・安全な生活と豊かな自然環境を守る為に、岡山市と産廃業者が強引に進めている、産廃処分場建設に断固反対していきます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

御津虎倉地内ではこの計画以外に、エヌエス日進(株)が産廃処分場を建設しようと計画しており、現在、設置許可の審査が行われています。御津虎倉という非常に狭い範囲で、同時に2つの産廃処分場の設置審査が行われていることは、異常な事態です。エヌエス日進(株)の産廃処分場申請手続きでは、大野川、宇甘川の水を生活・農業用水として使用している住民たちが建設計画の詳細と岡山市産廃条例の審査開始を知らないまま、強引に審査が進められているという問題があります。

発行 御津産廃阻止同盟

〒709-2136 岡山県岡山市北区御津紙工 2744-1
電話 086-726-0502 E-mail mitsusanpaisoshi@gmail.com
<http://blog.livedoor.jp/mitsusanpaisoshi/>

